

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

1. 教育公務員特例法の一部改正

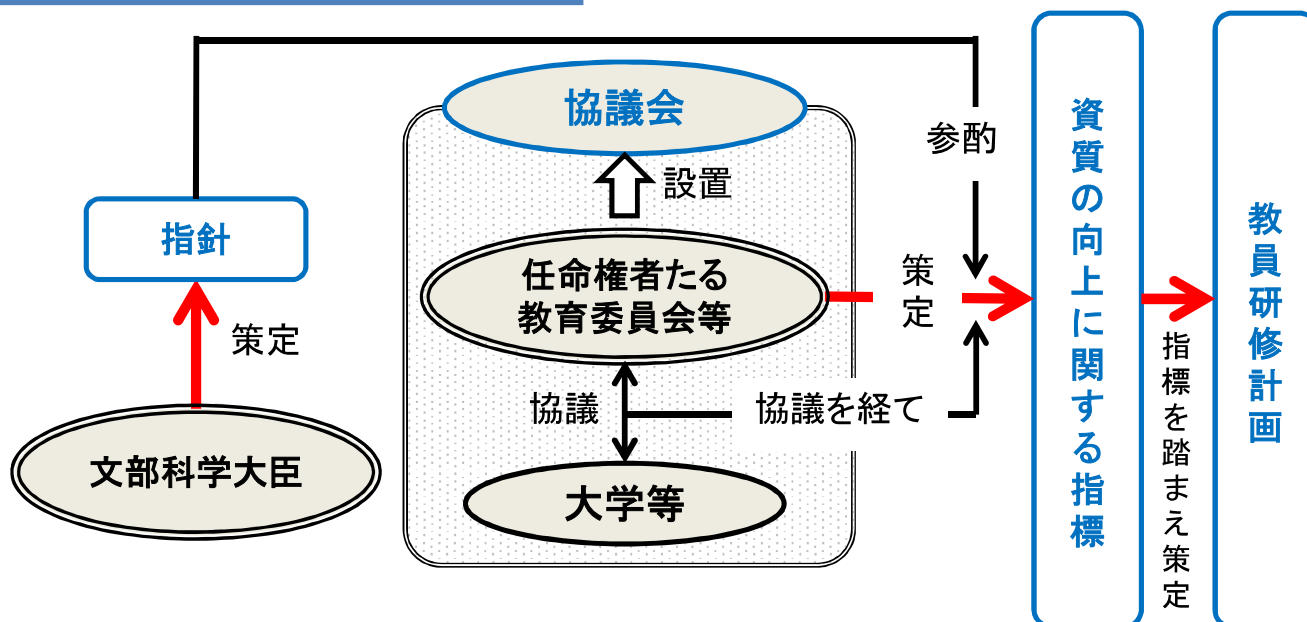
(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

新たなスキーム(イメージ)



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

4. 施行期日 平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

大分県公立学校教員育成協議会（仮称） 構成員名簿

1 任命権者（法第22条の5第2項第1号関係）

No.		所 属	役 職 名	氏 名
1	大分県教育委員会	_____	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
2		_____	教育次長	岩 武 茂 代

2 大学関係者（法第22条の5第2項第2号関係）

No.	大 学 名	所 属	役 職 名	氏 名
1	大 分 大 学	教育学部	教育学部長	古 賀 精 治
2	大分県立看護科学大学	看護学部	看護学部長	藤 内 美 保
3	大分県立芸術文化短期大学	教務学生部	教務学生部長	洲 雅 明
4	別 府 大 学	文学部	教授 教職課程委員長	今 井 航
5	別府大学短期大学部	初等教育科	教授 学長補佐（教務）	阿 部 敬 信
6	立命館アジア太平洋大学	教育開発・学修支援センター	教授	小 崎 貞 祐
7	日本文理大学	_____	副学長	橋 本 堅次郎

*各大学の代表者については、大学へ推薦依頼する。

3 市町村教育委員会、学校関係者（法第22条の5第2項第3号関係）

（市町村教育委員会）

No.	市町村教委名	所 属	役 職 名	氏 名
1	大分市教育委員会（中核市）	_____	教育長	三 浦 享 二
2	別府市教育委員会	_____	教育長	寺 岡 悌 二

（学校関係者）

No.	校 種	所 属	役 職 名	氏 名
1	小学校	大分県小学校長会	会長	山 岡 聡
2	中学校	大分県中学校長会	会長	小 野 精 一
3	高等学校	大分県立学校長協会	会長	落 合 弘
4	特別支援学校	大分県立特別支援学校長会	会長	田 中 淳 子

*大分市（中核市）を除く他の市町村教育長については、大分県市町村教育長協議会へ推薦依頼する。

*大分県公立学校教員育成協議会の事務局は、教育人事課（企画・研修班）、義務教育課等

(参考資料)

○教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号) ~抜粋~

(協議会)

第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 指標を策定する任命権者
- 二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に係る大学として文部科学省令で定める者
- 三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

<教育公務員特例法第二十二條の五第2項第二号関係>

○教育公務員特例法第二十二條の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び同法第二十二條の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令案 ~抜粋~

(法第二十二條の五第二項第二号の文部科学省令で定める者)

第二条 法第二十二條の五第二項第二号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に係る大学として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学
- 二 任命権者（市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。以下この号において同じ。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であつて、当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学

<教育公務員特例法第二十二條の五第2項第三号関係>

○公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 ~抜粋~

四 その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

1 指標の策定に当たって必要とされる手続

さらに、地教行法第三十七條第一項に規定する県費負担教職員の任命権者である都道府県教育委員会が、その県費負担教職員に関する指標を策定するに当たっては、協議会の運営に際して、関係する市町村教育委員会との間で学校現場の現状等について十分意見交換を行い、協働して学校現場の状況を反映することが重要である。とりわけ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）については、中核市の教育委員会が教員研修計画の策定を担うことを踏まえ、可能な限り、当該教育委員会を協議会の構成員に含める等、特段の配慮が必要である。

○教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 ~抜粋~

平成二十八年十一月二日

衆議院文部科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 三 指標の策定に関する協議会においては、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を反映させること。